

川崎区薬剤師会会則

第一章 総 則

(名称)

第1条 本会は川崎区薬剤師会と称し、事務所を会長宅におく。

(目的)

第2条 本会は薬学、薬業の分野を通じ、国民の医療、保健衛生、福祉に寄与し、かつ会員相互の親睦と社会的地位の向上を目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 1) 薬剤師及び薬事関係者の職能の向上に関する事項
- 2) 医薬品等の正しい知識の普及と公衆衛生の普及指導に関する事項
- 3) 薬事衛生の改善に関する事項
- 4) 地域医療への貢献並びに医療安全の確保に関する事項
- 5) 保険医療に関する事項
- 6) 川崎市休日急患診療所の薬局業務に関する事項
- 7) 学校及び地域社会の環境衛生に関する事項
- 8) 災害時等に使用する救急医療品の備蓄等に関する事項
- 9) 薬学生の実務実習等の研修に関する事項
- 10) その他目的を達成するために必要な事項

第二章 会 員

(会員資格)

第4条 本会の会員になることが出来る者は、川崎市川崎区区内に居住もしくは開局または勤務する薬剤師及び薬事関係者とする。

(入会)

第5条 会員になろうとする者は、会長に申し出て其の承認を得なければならない。

2. 会長は前項の規定により入会を承認した場合は理事会に其の主旨を報告しなければならない。

(入会金及び会費)

第6条 会員になろうとする者は、総会において別に定めるところにより入会金を納入しなければならない。

2. 会員は、総会で定めるところにより、会費を納入しなければならない。

(退会)

第7条 会員は、退会しようとするときは、其の主旨を会長に届け出なくてはならない。

2. 会員が死亡したとき、または閉店、解散したときは退会したものとみなす。

(除名)

第8条 総会において会員の4分の3以上の同意により、これを除名することが出来る。

第三章 組 織

第9条 1) 本会は川崎市川崎区内の薬局等を開設又は居住する薬剤師及び薬業関係者を以って組織し、中央、小田、大島、大師の4班で構成する。

2) 必要に応じて地区会を行う。地区会は通常、次の2つの地区で行う。

A地区(大師・中央)・B地区(小田・大島)又、全体地区会も行うこととする。

3) 地区会の業務は、情報伝達・集金・研修等を行うこととする。